

[ホーム](#) > [食料産業](#) > [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品事業者の皆様へ](#)

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品事業者の皆様へ

更新：2020年3月3日

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

政府では新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を講じております。金融支援措置、雇用調整助成金の特例措置や相談窓口などを御紹介します。

今回の新たなお知らせとして、「小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）」、「食品表示基準の弾力的運用」について御紹介します。 New

詳細やお問い合わせ先、その他の支援策は、[経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)（PDF：583KB） [をご覧ください](#)。

- ▶ [金融支援措置](#)
- ▶ [雇用調整助成金の特例](#)
- ▶ [小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得制度（助成金）](#)
- ▶ [設備投資・販路開拓支援（補助金）](#)
- ▶ [食品表示基準の弾力的運用](#)
- ▶ [中小企業・小規模事業者向け相談窓口](#)
- ▶ [下請取引配慮要請](#)
- ▶ [新型コロナウイルス感染症に関するQ&A](#)

## 金融支援措置

### 1.セーフティネット貸付

日本政策金融公庫が行うセーフティネット貸付の要件を緩和し、貸付対象を今後の影響が懸念される事業者にまで拡大しています。

#### 【資金用途】

運転資金、設備資金

#### 【融資限度額】

中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

#### 【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

\* 令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

[セーフティネット貸付の要件緩和（経済産業省）](#) [【外部リンク】](#)

### 2.衛生環境激変緩和特別貸付

日本政策金融公庫が、飲食店営業等を営む方向けの衛生環境激変緩和特別貸付を実施しています。

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

1.最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。

2.中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

**【資金使途】**

運転資金

**【融資限度額】**

別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

**【金利】**

基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9%

（注）※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

[新型コロナウイルス感染症特別融資について（厚生労働省）](#) [\[外部リンク\]](#)

### 3.セーフティネット保証4号・5号

**(1) セーフティネット保証4号**

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者に、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証します。（売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

**(2) セーフティネット保証5号**

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証します。（売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

[セーフティネット保証4号の指定（経済産業省）](#) [\[外部リンク\]](#)

[最寄りの信用保証協会（経済産業省）](#) [\[外部リンク\]](#)

### 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業等）を行うことによって労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。（助成率：大企業2分の1、中小企業3分の2。ただし、対象労働者1人あたり助成額上限は8,335円。支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日））

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主については、雇用調整助成金の特例措置（遡及適用、支給要件の緩和等）を講じています。

[雇用調整助成金（厚生労働省）](#) [\[外部リンク\]](#)

[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について（厚生労働省）](#) [\[外部リンク\]](#)

### 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設） New

新型コロナウイルスに係る小学校等の臨時休業により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

**○支給額**

休暇中に支払った賃金相当額×10分の10

支給額は8,330円を日額上限とする。

大企業、中小企業ともに同様。

**○適用日**

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

[新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について（厚生労働省）](#) [\[外部リンク\]](#)

## 設備投資・販路開拓支援（補助金）

---

サプライチェーンの毀損や今後の事業継続性確保等に対応するための設備投資や販路開拓、IT導入による効率化などに取り組む事業者を優先的に支援します。

（注）以下の補助金の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じるものです。

### （1）ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

補助額：100万～1,000万円、補助率：中小 2分の1 小規模 3分の2

### （2）持続化補助金

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

補助額：～50万円、補助率：3分の2

### （3）IT導入補助金

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

補助額：30万～450万円、補助率：2分の1

[生産性革命推進事業（経済産業省）（PDF：596KB）](#) [【外部リンク】](#)

[生産性革命推進事業ポータルサイト（中小企業基盤整備機構）](#) [【外部リンク】](#)

## 食品表示基準の弾力的運用 New

---

中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受け、中国産として原料原産地表示を行っている商品について、食品表示基準を弾力的に運用する旨を関係機関に通知しています。

【通知の概要】

中国産として原料原産地表示を行っている商品について、原料原産地表示の中国産との表記と実際に使用されている原材料の原料原産地に齟齬(そご)がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な原料原産地に係る適切な情報伝達が行われている場合に限り、当分の間、取り締まりを行わなくても差しつかえないこととする。

[新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について](#) [【外部リンク】](#)

## 中小企業・小規模事業者向け相談窓口

---

政府系金融機関、中小企業関連団体、支援機関等に[相談窓口](#) [【外部リンク】](#)を設置し、経営上の相談を受け付けています。

また、JETROでは、中国等でビジネスを展開する中小企業等日本企業の活動を支援するため、[新型コロナウイルス関連相談窓口](#) [【外部リンク】](#)を本部に設置するとともに、特設サイトを通じた情報発信を行っています。

## 下請取引配慮要請

---

新型コロナウイルス感染症の影響により、不当な取引条件の押しつけを行わないなど、下請中小企業への配慮について、関係団体を通じ、親事業者に要請しています。

また、親事業者から不当な発注等を受けた場合など、取引関係でのトラブルやお困りごとについては、お近くの「下請かけこみ寺」まで御連絡ください。（電話番号：0120-418-618（お近くの下請かけこみ寺につながります。））

[新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引に係る親事業者への要請（経済産業省）](#) [【外部リンク】](#)

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

食品等取扱い事業者の方などに向けた、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを公表しています。

[新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（厚生労働省）](#) [\[外部リンク\]](#)

[食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について（農林水産省）](#)

### お問合せ先

#### 食料産業局 企画課

代表：03-3502-8111（内線4135）

ダイヤルイン：03-6744-2064

FAX番号：03-3508-2417

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[イベント情報](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省  
トップページへ](#)

## 農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：5000012080001

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

ホーム > サービスのご案内 > 融資のご案内 > 災害等相談窓口 > 新型コロナウイルスに関する相談窓口

## 新型コロナウイルスに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

相談窓口 主な融資制度

相談窓口（令和2年2月27日現在）

<平日> 受付時間（9時～17時）

	個人企業・小規模事業者・中小企業の方 (国民生活事業)	中小企業の方 (中小企業事業)	農林漁業者等の方 (農林水産事業)
設置支店	全支店		こちらをご覧ください

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

主な融資制度（詳しくは、上記相談窓口にお問い合わせください）

### 1. 経営環境変化対応資金

	国民生活事業	中小企業事業（※）
融資限度額	4,800万円	7億2千万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	

### 2. 海外展開・事業再編資金

	国民生活事業	中小企業事業（※）
融資限度額 (うち運転資金)	7,200万円 (4,800万円)	14億4千万円 (9億6千万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内 (2年以内) 運転資金 7年以内 (2年以内)	

(※) 中小企業事業については、長期資金のみが対象となります。

### 3. 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付（国民生活事業）

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1) 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1,000万円（旅館業を営む方は、別枠3,000万円）
融資期間（うち据置期間）	7年以内（2年以内）
利率	基準利率。 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率C（基準利率-0.9%）
取扱期間	令和2年2月21日（金）から令和2年8月31日（月）まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

日本公庫をはじめご利用の方へ

融資のご案内

融資制度一覧から探す

小規模事業者の方

中小企業の方

農林水産業の方

融資制度検索

お手続きの流れ

災害等相談窓口（特別相談窓口）

重点的な取り組み

経営お役立ち情報

金利情報

各種書式ダウンロード

オンラインサービス

ビジネスマッチング

セミナー情報

用語集